(証券コード8708)
平成29年６月７日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋一丁目20番３号
藍澤證券株式会社
代表取締役社長　藍　澤　基　彌

第97期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第97期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月27日（火曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月28日（水曜日）午前10時（受付開始時間午前９時）

２．場　　所　東京都中央区日本橋一丁目20番３号
藍澤證券株式会社　本社ビル　４階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第97期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第97期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役７名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件

以　上

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
・代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。
・法令及び当社定款第18条の規定に基づき、以下の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.aizawa.co.jp/ir/library/general_meeting.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知及び提供書面には、記載しておりません。
　①連結計算書類の連結注記表
　②計算書類の個別注記表
　したがって、本招集ご通知の提供書面は、会計監査報告書、監査報告書における監査の対象の一部であります。
・なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.aizawa.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及びその成果

(1) 全般的概況

当連結会計年度における世界経済は、米国は国内の雇用情勢が改善を続けていることを背景に住宅投資・個人消費が堅調に推移し、また、トランプ政権による税制改革やインフラ投資計画など先行きに対する期待が高まりました。欧州では、個人消費が底堅く推移し、内需が牽引する緩やかな景気拡大が続いております。一方で、英国ではＥＵ離脱の影響に対する懸念や景気減速の兆候が出てきており、景気の先行きに不透明感が強まりました。中国は経済成長率が上向き、デフレ圧力が緩和、消費も堅調に推移しました。インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナムのＡＳＥＡＮ諸国の経済は低インフレ率や各国中央銀行による緩和的な金融政策等により、米大統領選による一時的な懸念は見られたものの、経済は底堅く推移しました。国内経済は、企業業績や雇用情勢が改善しており、緩やかな回復基調にあります。

国内株式市場は、当連結会計年度の前半は円高による企業業績悪化懸念や英国のＥＵ離脱決定等の影響を受け軟調に推移し、６月24日には当連結会計年度の最安値である14,864円01銭をつけました。その後、７月末に日銀による金融緩和が決定され底を打つとしばらくこう着状態が続きましたが、11月８日の米国大統領選挙でトランプ氏が勝利すると、米国の資金環流への期待から円安・ドル高となり、日経平均株価は大きく上昇に転じ、19,000円台を回復しました。平成29年１月以降はトランプ大統領の政策や発言により振れ幅の大きな展開が続きました。３月に入りＦＲＢ（米連邦準備理事会）による追加利上げ観測を背景に円安・ドル高が進行し、３月２日には当連結会計年度の最高値である19,668円01銭をつけましたが、その後為替が円高・ドル安に転じたことやトランプ大統領の政策の実現性に対する懸念が高まり軟調に推移し、当連結会計年度の終値は18,909円26銭となりました。

このような状況のもと、当社グループは「超リテール証券」を目指し、徹底した差別化戦略としてアジア株取引の拡大、地方創生に関する取り組み、地域金融機関や大学との連携に加え、取扱商品の更なる充実、Ｍ＆Ａによる営業基盤の拡大等に取り組んでまいりました。

当期における主な施策は次のとおりです。

① アジア株取引の拡大

・ベトナム株式取引の制限解除による利便性の向上

・深セン・香港ストックコネクト（深センA株）の取扱い開始

② 地方創生に関する取り組み

・「『クロスボーダー型インターンシップ』による地域人材育成と地域企業支援」の取り組みが、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部から金融機関による地方創生のための「特徴的な取組事例」に証券会社として唯一選定され、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）より表彰されました。

③ 地域の大学との連携

・徳山大学と産学連携に関する業務協力覚書を締結

④ 取扱商品の更なる充実

・「アイザワ ファンドラップ」の取扱い開始

⑤ M&Aによる営業基盤の拡大

・日本アジア証券株式会社を平成29年３月１日に子会社化

以上のような諸施策を実行した結果、営業収益は104億61百万円（前年度比15.5%減）、営業損失は２億78百万円、経常利益は６億０百万円（同62.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億90百万円（同44.8%減）となりました。

当連結会計年度における業績の内訳は次のとおりです。

受入手数料

当連結会計年度の受入手数料は、66億21百万円(前年度比25.6%減)となりました。科目別の概況は以下のとおりです。

イ　委託手数料

委託手数料は国内株式売買代金の減少により、50億60百万円(同22.7%減)となりました。

ロ　引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は、国内株式の引受額の減少により26百万円（同68.6%減）となりました。

ハ　募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は、投資信託の販売の減少等により６億35百万円（同49.9%減）となりました。

ニ　その他の受入手数料

その他の受入手数料は、投資一任運用サービス「ブルーラップ」の契約の減少等により、８億99百万円（同10.2%減）となりました。

トレーディング損益

当連結会計年度のトレーディング損益は、32億73百万円(同23.7%増)となりました。科目別の概況は以下のとおりです。

イ　株券

外国株国内店頭取引売買代金の増加により、21億41百万円(同43.0%増)となりました。

ロ　債券

外国債券の取扱いの増加により、７億17百万円(同74.8%増)となりました。

ハ　その他

外国為替取引から生じる損益の減少等により、４億13百万円(同44.0%減)となりました。

金融収支

金融収益は信用取引収益の減少等により４億88百万円(同31.4%減)、金融費用は支払利息の減少等により１億８百万円(同14.3%減) となりました。これにより、金融収支は３億80百万円(同35.1%減)となりました。

販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、取引関係費、人件費の減少等により、106億31百万円(同7.2%減)となりました。

営業外損益

営業外収益は受取配当金４億44百万円、投資事業組合運用益２億11百万円等により８億90百万円となりました。営業外費用は和解金11百万円等により11百万円となりました。これにより営業外損益は８億78百万円の利益となりました。

特別損益

特別利益は投資有価証券売却益６億92百万円、負ののれん発生益86百万円等により９億29百万円となりました。特別損失は減損損失１億36百万円等により２億５百万円となりました。これにより特別損益は７億23百万円の利益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は４億13百万円であり、主な内容は、新サービスのシステム導入費用２億37百万円、営業店舗の建替工事96百万円であります。なお、これに伴う新たな資金調達は行っておりません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成29年３月１日に日本アジア証券株式会社の株式を取得し、100%子会社といたしました。

２．財産及び損益の状況

(1) 企業集団（当社グループ）の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第 94 期 (平成26年３月期)	第 95 期 (平成27年３月期)	第 96 期 (平成28年３月期)	第 97 期 (当連結会計年度) (平成29年３月期)
営　業　収　益	16,081	14,713	12,373	10,461
（うち受入手数料）	(11,486)	(9,821)	(8,898)	(6,621)
経　常　利　益	5,310	2,991	1,607	600
親会社株主に帰属する当期純利益	8,730	3,406	1,976	1,090
１株当たり当期純利益	201円98銭	78円82銭	45円73銭	25円24銭
純　資　産	51,447	56,892	55,116	53,882
総　資　産	86,371	92,680	79,910	96,761

(2) 当社（単体）の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第 94 期 (平成26年３月期)	第 95 期 (平成27年３月期)	第 96 期 (平成28年３月期)	第 97 期 (当事業年度) (平成29年３月期)
営　業　収　益	14,687	13,149	11,440	10,383
（うち受入手数料）	(10,518)	(8,789)	(8,246)	(6,621)
経　常　利　益	4,599	2,689	1,441	448
当　期　純　利　益	7,644	3,134	3,059	924
１株当たり当期純利益	176円85銭	72円52銭	70円79銭	21円38銭
純　資　産	50,113	54,855	54,567	53,312
総　資　産	84,000	90,848	79,254	87,398

３．重要な子会社の状況（平成29年３月31日現在）

名　　称	当社の出資比率	主要な事業内容
日本アジア証券株式会社	100 %	金融商品取引業
アイザワ・インベストメンツ株式会社	100	投資事業 投資事業組合財産の運用及び管理 不動産関連事業
アイザワ・ベンチャー１号投資事業有限責任組合	100	投資事業有限責任組合
アイザワ・ベンチャー２号投資事業有限責任組合	100	投資事業有限責任組合
アイザワ３号投資事業有限責任組合	100	投資事業有限責任組合

４．対処すべき課題

当社グループは、「より多くの人に証券投資を通じ、より豊かな生活を提供する」を経営理念とし、お客様から信頼され、選ばれる存在であり続けるために、企業規模ではなく、お客様に提供する価値の大きさで評価される企業を目指します。

当社グループの長期ビジョンである「超リテール証券」になるため、対処すべき課題とその施策は以下のとおりです。

(1) 預り資産の増加

当社が「超リテール証券」になるためにはグループの預り資産の増加が必要です。日本アジア証券株式会社を平成29年３月１日に子会社化したことにより、平成29年３月末時点のグループ預り資産は約１兆3,000億円となりました。当社グループは平成37年３月末までにグループ預り資産を２兆円にすることを計画しておりますが、以下の施策に取り組むことで前倒しの達成を目指します。

・地域金融機関との提携による資産導入

当社は平成27年９月に株式会社西京銀行（本社：山口県）と包括的業務提携契約を締結し、西京銀行のお客様に金融商品を提供するなどして資産の導入を行ってまいりました。今後も金融商品の提供を拡大するとともに、他の金融機関へも取り組みを拡大してまいります。

・新規口座開設の強化

当社の特長であるアジア株取引、毎月５万円から積立投資が可能なアイザワ ファンドラップ（ラップ積立プラン）等他社との差別化商品を活用し、新規口座開設と資産導入を強化します。

・成績考課

営業員の成績考課において収益貢献と預り資産純増を同等に扱い、預り資産純増営業に取り組む姿勢も評価します。

(2) 安定収益（ストック収益）の増加

金融商品取引業は、経済情勢及び市場環境の変動による影響を大きく受けやすく、当社は営業収益に占める株式関連収益の割合が高いことから、株式市況の影響を大きく受けております。持続的な高収益体制の構築のため、投資一任運用サービス「ブルーラップ」、「アイザワ ファンドラップ」、投資信託の販売及び残高の純増を強化し、ストック収益の増加に取り組みます。

５．主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

(1) 委託売買業務

お客様より委託を受けて、有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引（以下「有価証券の売買等」という。）を執行する業務であります。

(2) 自己売買業務

当社が自己の計算において、有価証券の売買等を行う業務であります。

(3) 引受け・売出し業務

新たに発行される有価証券及び既発行有価証券の買付けの申込みの勧誘を行う目的で取得する業務、並びに他に当該有価証券を取得する者がない場合に、その残部を取得する業務であります。

(4) 募集・売出しの取扱業務、私募の取扱業務

新たに発行される有価証券及び既発行有価証券の買付けの申込みの勧誘を行う業務、並びに新たに発行される有価証券について、少数の投資家又は適格機関投資家のみを相手として買付けの申込みの勧誘を行う業務であります。

(5) 投資事業、投資事業組合財産の運用及び管理

(6) M&Aアドバイザリー業務、コンサルティング業務

(7) 不動産関連事業

６．主要な営業所（平成29年３月31日現在）

(1) 当社の主要な営業所

① 本店　　東京都中央区日本橋一丁目20番３号

② 支店　　41店舗

区　　分	店舗数	支　店　名
東　京　都	4	自由が丘・大井・調布・町田
関東地区（東京都を除く）	11	相模原・厚木・秦野・鎌倉・野田・成田・水戸・蕨・越谷・杉戸・館林
中部地区	9	甲府・三島・御殿場・下田・富士・富士宮・静岡・島田・掛川
近畿地区	7	大阪・豊中・泉佐野・学園前・加古川・芦屋・京都北山
中国地区	10	福山・三次・広島・東広島・岩国・柳井・下松・防府・山口・宇部

③ 営業所　１店舗

区　　分	店舗数	営　業　所　名
中部地区	1	熱海

④ 当連結会計年度の移転・新設・統廃合

当社は、平成29年３月１日付で日本アジア証券株式会社を子会社としておりますが、それ以後、当連結会計年度末までに移転・新設・統廃合はございません。

(2) 子会社の主要な営業所

日本アジア証券株式会社

① 本店　　東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目７番９号

② 支店　　17店舗

区　　分	店舗数	支　店　名
東　京　都	3	千住・福生・青梅
関東地区（東京都を除く）	3	鶴見・大和・春日部
近畿地区	11	大阪・箕面・吹田・枚方・藤井寺・北野田・京都・生駒・五條・吉野・神戸

③ 当連結会計年度の移転・新設・統廃合

当連結会計年度末における移転・新設・統廃合はございません。

７．使用人の状況（平成29年３月31日現在）

(1) 企業集団（当社グループ）の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
803名	285名増	44.2歳	14.3年

（注）１．上記のほかに、契約社員、歩合外務員及び嘱託等146名が在籍しております。
２．前連結会計年度末に比べ従業員数が285名増加しておりますが、主として平成29年３月１日付で、日本アジア証券株式会社の株式を取得し、100％子会社としたことによるものです。

(2) 当社（単体）の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
525名	7名増	43.8歳	16.7年

（注）上記のほかに、契約社員、歩合外務員及び嘱託等98名が在籍しております。

８．主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

当社（グループ）の主要な借入先の状況は下表のとおりです。

借入先	借入額
日本証券金融株式会社（注）	8,491百万円
株式会社みずほ銀行	950
三井住友信託銀行株式会社	750
株式会社三井住友銀行	665
株式会社七十七銀行	650
東京証券信用組合	600
株式会社清水銀行	360
株式会社りそな銀行	300
株式会社東日本銀行	300
株式会社山梨中央銀行	100

（注）　日本証券金融株式会社の借入額のうち8,091百万円は信用取引借入金であります。

９．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分に関する基本方針は、中期的な収益動向を勘案したうえで財務体質の強化を図り、内部留保の充実に努めるとともに安定的かつ高水準の利益還元を継続的に行うことにあります。

この方針に基づき、平成29年３月期の期末普通配当を１株につき10円といたします。

なお、当期の１株当たりの配当金は、中間配当10円、期末配当10円の合計20円となります。

また、次期配当につきましては、現時点では未定であります。

10．その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ．株式に関する事項

１．発行可能株式総数　　198,000,000株
２．発行済株式の総数　　49,525,649株(自己株式 6,300,717株)
３．株主数　　5,392名
４．大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
藍澤基彌	2,209千株	5.11%
株式会社アイザワ	1,603	3.71
GOLDMAN,SACHS&CO.REG	1,591	3.68
鈴木啓子	1,480	3.42
ばんせい証券株式会社	1,086	2.51
株式会社みずほ銀行	1,042	2.41
株式会社山三企画	1,037	2.40
三井住友信託銀行株式会社	1,018	2.36
株式会社野村総合研究所	1,000	2.31
東京企業株式会社	943	2.18

（注）当社は、自己株式6,300,717株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ．新株予約権等の状況

１．当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。

２．当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

３．その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅳ．会社役員に関する事項

１．取締役及び監査役の状況（平成29年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 （代表取締役）	藍澤基彌	投資リサーチセンター担当 アイザワ・インベストメンツ株式会社　取締役 JAPAN Securities Incorporated　取締役 平和不動産株式会社　社外取締役
常務取締役	佐久間英夫	営業本部長 営業本部室長、ブルートレードセンター、投資顧問室担当
常務取締役	角道裕司	ソリューション第一部、ソリューション第二部、広域事業部担当
常務取締役	油井純雄	コンプライアンス本部長 内部管理統括責任者 日本アジア証券株式会社　取締役
取締役	大石敦	事業戦略本部長兼企画部長 アイザワ・インベストメンツ株式会社　取締役 日本アジア証券株式会社　取締役
取締役	藍澤卓弥	アイザワ・インベストメンツ株式会社　取締役 日本アジア証券株式会社　代表取締役社長
取締役	髙橋厚男	宝印刷株式会社　社外取締役 髙木証券株式会社　社外監査役 公益財団法人　日本関税協会　理事長
取締役	德岡國見	
常勤監査役	山本聡	
常勤監査役	蓮沼彰良	
監査役	西本恭彦	新生綜合法律事務所　弁護士 株式会社タムロン　社外監査役 株式会社ＲＩＳＥ　社外監査役

（注）１．取締役髙橋厚男氏及び德岡國見氏は、社外取締役であります。
２．監査役山本聡氏及び西本恭彦氏は、社外監査役であります。
３．取締役髙橋厚男氏及び德岡國見氏、監査役山本聡氏及び西本恭彦氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
４．取締役蓮沼彰良氏及び小林一男氏は平成28年６月28日をもって退任いたしました。
５．監査役阿部正博氏は平成28年６月28日をもって辞任いたしました。
６．取締役德岡國見氏及び監査役蓮沼彰良氏は、平成28年６月28日開催の第96期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
７．当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏　名	異動前	異動後	異動年月日
藍澤　基彌	代表取締役社長	代表取締役社長　投資リサーチセンター担当	平成29年３月１日
藍澤　卓弥	代表取締役専務　管理本部長、投資リサーチセンター担当	取締役	平成29年３月１日

８．責任限定契約の内容の概要
当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。その内容の概要は、社外取締役及び社外監査役がその任務を怠り、それにより当社に損害を与えた場合において、社外取締役及び社外監査役がその職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がないときは、社外取締役及び社外監査役は当社に対し、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとし、当社は、最低責任限度額を超える部分について、社外取締役及び社外監査役を当然に免責するものであります。

９．取締役及び監査役の責任免除
当社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第１項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

２．取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	報酬等の額
取締役	10名	169百万円
（うち社外取締役）	(3)名	(12)百万円
監査役	4名	29百万円
（うち社外監査役）	(2)名	(17)百万円
合計	14名	198百万円

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成19年６月26日開催の第87期定時株主総会において年額６億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成19年６月26日開催の第87期定時株主総会において年額１億円以内と決議いただいております。
４．報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入25百万円が含まれております。
５．上記には、平成28年６月28日開催の第96期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名、社外取締役１名及び監査役１名を含んでおります。

３．社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

・取締役髙橋厚男氏は、宝印刷株式会社の社外取締役、髙木証券株式会社の社外監査役、公益財団法人日本関税協会の理事長を兼務しております。なお、当社は宝印刷株式会社、髙木証券株式会社及び公益財団法人日本関税協会との間には特別な関係はございません。

・監査役西本恭彦氏は、株式会社タムロン及び株式会社ＲＩＳＥの社外監査役を兼務しております。なお、当社は株式会社タムロン及び株式会社ＲＩＳＥとの間には特別な関係はございません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

氏　　名	主 な 活 動 状 況
髙 橋 厚 男	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席するとともに、代表取締役との定期的な意見交換会やコンプライアンス部門との意見交換会に出席し、主に当業界における豊富な経験、知見に基づき、適宜発言を行っております。
徳 岡 國 見	就任後開催の取締役会15回のうち14回に出席するとともに、代表取締役との定期的な意見交換会やコンプライアンス部門との意見交換会に出席し、主に当業界における豊富な経験、知見に基づき、適宜発言を行っております。
山 本　　聡	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に、監査役会19回のうち19回に出席するとともに、代表取締役との定期的な意見交換会やコンプライアンス部門との意見交換会に出席し、金融に関する高度の専門性及び経営者としての豊富な経験、知見に基づき、適宜発言を行っております。
西 本 恭 彦	当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回に、監査役会19回のうち18回に出席するとともに、代表取締役との定期的な意見交換会やコンプライアンス部門との意見交換会に出席し、弁護士としての豊富な経験、知見に基づき、適宜発言を行っております。

Ⅴ．会計監査人に関する状況

1．名称　　有限責任 あずさ監査法人

2．報酬等の額

	支　払　額
当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に対して支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

(注) 1．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3．当社及び当社子会社が会計監査人に対して支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である顧客資産の分別管理に関する検証業務についての対価が含まれております。

4．当社の子会社である日本アジア証券株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制

内部統制システム構築の基本方針

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を次の通り整備し、適法で効率的な企業体制の構築を図っております。

１．当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、「倫理規程」「藍澤證券倫理綱領」を定め、取締役、執行役員及び職員に対して、法令・定款の遵守を徹底することはもとより、公正で高い倫理観を有することを求め、広く社会から信頼される経営体制を確保することに努める。

(2) 当社は、内部監査の独立性を高めるため、内部監査を専門に所管する「内部監査部」をコンプライアンス本部に設置する。

(3) 当社は、コンプライアンス全体を統括するため、内部管理を担当する取締役１名を「内部管理統括責任者」として定めるとともに、各営業単位に「営業責任者」である部店長とは別にコンプライアンス本部に属する「内部管理責任者」を設置し、営業部門との間で内部牽制が働く仕組みとする。

(4) 当社は、コンプライアンスに関する基本方針に基づき、毎年度、コンプライアンスに関する実践計画（コンプライアンス・プログラム）を策定し、その実施状況を取締役会に報告する。

(5) 当社は「内部通報制度運営規程」、「自主申告制度に関する規程」に基づき、コンプライアンス上の問題が発生した場合の通報手段として「コンプライアンスホットライン」及び「証券ヘルプライン」を設け、その早期発見と適切な対応を行う。

(6) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は一切行わず、毅然たる態度で対応する。

２．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定記録や稟議書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき適切に保存管理するとともに取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態に置く。

３．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、想定される様々なリスクを洗い出し、その軽減を図るため「リスク管理委員会」を設置する。

(2) 当社が行う事業によって生ずる可能性のある損失の危険については、金融商品取引法に従った「リスク管理規程」を作成し遵守するとともに、業務遂行にあたってのリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組む。

(3) 証券会社の財務の健全性の指標となる「自己資本規制比率」については、営業日毎に算出し、全取締役、監査役並びに関係各部署に報告する。

(4) 原則として毎週開催される経営会議において、経営環境等の報告と併せ、事業及び財務関連のリスクに関する報告を行う。

(5) その他、情報漏洩等のリスク管理及び有事におけるリスクに関するＢＣＰ（ビジネスコンティニュイティプラン）については「リスク管理委員会」にて対応し、緊急時対応計画を検討する。

４．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、中期経営計画を毎期ローリング方式で見直し、同計画に従って取締役は、毎期の予算を作成し業績目標の明確化を図る。

(2) 当社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、取締役会規程のほか、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程を制定する。

５．当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、当社及びその子会社（併せて「当社グループ」と総称する。）を対象とする「関係会社管理規程」を定め、管理の所在等の明確化を図ることにより、当社グループとしての業務の適正性を確保するよう努める。

(2) 当社は、当社グループに係る戦略の立案、子会社に係る指導及びモニタリングその他の経営管理、財務運営及び連結決算に係る管理、財務報告に係る内部統制の整備及び運用並びに有効性評価に係る管理、業務運営に係る管理等を統括する。

(3) 当社は、当社が定める「倫理規程」「藍澤證券倫理綱領」及びコンプライアンスに関する諸規程を子会社に対しても適用し、子会社の役職員に対して、法令・定款の遵守を徹底することはもとより公正で高い倫理観を有することを求め、広く社会から信頼される経営体制を確保することに努める。

(4) 当社は、当社が定めるリスク管理に関する諸規程に基づき当社グループにおいて対象となるリスク及び管理の所在等を明確にすることにより、リスク管理の実効性を確保するよう努める。

(5) 当社は、「関係会社管理規程」等に基づき、子会社に対し、子会社に関する重要事項を原則として事前に当社に対し報告することを義務付ける。
(6) 当社は、主要な子会社に取締役、監査役を派遣し、取締役は当該子会社の取締役の職務執行を監督し、監査役は当該子会社の業務執行状況を監査する。
(7) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「内部統制管理規程」を定め、財務報告に係る内部統制及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

6．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助する使用人を指名することができる。
(2) 当該使用人は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令に従うこととし、監査役以外の者からの指揮命令を受けないものとする。
(3) 当該使用人の任命及び異動は監査役の同意を必要とし、またその評価については監査役の意見を十分尊重する。

7．当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

8．当社の監査役への報告に関する体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制その他当社の監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(1) 当社の取締役は、監査役の出席する取締役会、経営会議等の重要な会議において随時その担当する業務の施行状況の報告を行なう。また、監査役は定期的に代表取締役、内部監査部門および会計監査人との協議の場を持つ。
(2) 当社グループの役職員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び違法・不正行為があることを発見したときは、直ちに当社の監査役または監査役会に報告を行なう。
(3) 当社は、当社グループの監査役または監査役会へ報告を行なった当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1．内部統制システム全般

(1) 当社では、当社及びグループ会社の内部統制システムの実効性を高め、内部統制の目的を達成する為、毎事業年度、内部統制システムの構築・運用状況を確認するとともに、その見直しを実施しています。

(2) 当社グループの内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目的を効果的に達成するため、当社の内部監査部が年間の監査計画(コンプライアンスプログラム等)に基づいて業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しています。

平成28年度は39部支店に対し監査を実施しています。

(3) 財務報告に係る内部統制については、当社内部監査部が「内部統制管理規程」に従って当社グループの内部統制評価を実施しています。

2．コンプライアンス体制

(1) 全社員を対象とした倫理研修を実施するとともに、当社の経営理念や行動指針等をまとめた小冊子「ビジョン・ルール・マナー」を全社員に配布し、法令順守はもとより、倫理的に求められる行動についても、周知・徹底を図っています。

(2) 当社は、コンプライアンスを担う内部管理責任者を各営業単位に配置し、コンプライアンス本部主催の研修を年３回行い、コンプライアンスの啓発を推進しています。

(3) 「内部通報制度運営規程」、「自主申告制度に関する規程」において、具体的な相談・通報仕組み、及び調査・是正措置に対する手順等を定め、問題の早期発見とその解決に努めています。平成27年より、新たな通報窓口（コンプライアンスホットライン）を監査役とし、本制度の実効性を高めています。また、イントラネット、ポスター等での通報制度の周知の他、通報者が不利な扱いを受けることを禁止する旨の内容を上記の規程の中に盛り込み、本制度が適切に機能する為の措置を取っています。

3．リスク管理体制

(1) リスク管理につきましては「リスク管理規程」に則り、「リスク管理委員会」が中心となり対応しています。平成28年度は12回開催し、各分野の所管部門が行ったコンプライアンス・情報セキュリティ・防災・お客様相談・業務システム・金融商品・資産管理等のテーマにつき、定期的なリスクの分析・評価を行いました。また、「リスク管理委員会」の審議内容については、随時、当社取締役会において報告、確認しています。

４．当社グループの経営管理

(1) 当社の子会社を含むグループの経営管理につきましては、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行について、当社の「取締役会」又は取締役の決裁を受ける体制となっています。平成28年度は、日本アジア証券に関する報告が４回なされました。

５．取締役の職務執行

(1) 取締役の職務の効率性を確保するための執行体制について、当社は、機動的に各事業・各機能戦略を実行すること、及び執行責任を明確にすることを目的として、取締役の業務分掌制度、執行役員制度を導入し、迅速で効率的な意思決定を図っています。業務の分担を受けた取締役及び執行役員が、毎月１回、「取締役会」において業務執行状況の報告を行っています。

(2) 取締役の職務に係る情報の保存、管理体制について、当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等について、法令の定めに則り、適切に管理しています。

６．監査役の職務執行

(1) 監査役は、「取締役会」のほか「経営会議」「リスク管理委員会」等の重要な機関等の協議の場に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しています。

(2) 監査役は、内部監査を担当する部門、外部監査人等と定期的に情報・意見を交換する場を設けることにより、監査の実効性を高めています。平成28年度は、内部監査を担当する部門と４回、外部監査人と７回、それぞれ定期的に情報・意見を交換する場を設けています。

(3) 「監査役会」の事務局を総務人事部と規定し、使用人１名の配置を可能として、監査役の業務が円滑に遂行できる体制にしています。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額		科目	金額	
（資産の部）			（負債の部）		
流動資産			流動負債		
現金・預金		16,515	トレーディング商品		179
預託金		20,752	商品有価証券等	179	
顧客分別金信託	20,732		デリバティブ取引	0	
その他の預託金	20		約定見返勘定		442
営業投資有価証券		113	信用取引負債		9,751
トレーディング商品		2,533	信用取引借入金	8,094	
商品有価証券等	2,519		信用取引貸証券受入金	1,657	
デリバティブ取引	13		有価証券担保借入金		24
信用取引資産		25,569	預り金		14,653
信用取引貸付金	25,088		顧客からの預り金	12,312	
信用取引借証券担保金	480		その他の預り金	2,340	
立替金		1,305	受入保証金		6,760
顧客への立替金	1,304		短期借入金		5,095
その他の立替金	1		未払法人税等		140
短期差入保証金		10	賞与引当金		588
繰延税金資産		269	役員賞与引当金		25
その他の流動資産		1,301	その他の流動負債		1,097
貸倒引当金		△0	流動負債合計		38,758
流動資産合計		68,369	固定負債		
			繰延税金負債		3,280
			その他の固定負債		621
			固定負債合計		3,901
			特別法上の準備金		
固定資産			金融商品取引責任準備金		218
有形固定資産		3,774	特別法上の準備金合計		218
建物	1,259		負債合計		42,878
器具備品	186		（純資産の部）		
土地	2,324		株主資本		
その他	4		資本金		8,000
無形固定資産		71	資本剰余金		8,050
ソフトウェア	18		利益剰余金		31,487
その他	52		自己株式		△1,193
投資その他の資産		24,546	株主資本合計		46,345
投資有価証券	22,716		その他の包括利益累計額		
退職給付に係る資産	566		その他有価証券評価差額金		7,374
その他	1,512		退職給付に係る調整累計額		162
貸倒引当金	△248		その他の包括利益累計額合計		7,536
固定資産合計		28,392	純資産合計		53,882
資産合計		96,761	負債・純資産合計		96,761

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
Ⅰ　営業収益		
1　受入手数料	6,621	
2　トレーディング損益	3,273	
3　金融収益	488	
4　その他の営業収益	77	
営業収益合計		10,461
Ⅱ　金融費用		108
純営業収益		10,352
Ⅲ　販売費・一般管理費		10,631
1　取引関係費	1,301	
2　人件費	5,326	
3　不動産関係費	901	
4　事務費	1,832	
5　減価償却費	289	
6　租税公課	203	
7　貸倒引当金繰入れ	△0	
8　その他	775	
営業損失		278
Ⅳ　営業外収益		
1　受取配当金	444	
2　収益分配金	75	
3　投資事業組合運用益	211	
4　貸倒引当金戻入額	11	
5　その他	147	
営業外収益合計		890
Ⅴ　営業外費用		
1　和解金	11	
2　その他	0	
営業外費用合計		11
経常利益		600

（単位：百万円）

科目	金額	
Ⅵ　特別利益		
1　固定資産売却益	34	
2　投資有価証券売却益	692	
3　投資有価証券清算益	26	
4　金融商品取引責任準備金戻入	39	
5　収用補償金	47	
6　負ののれん発生益	86	
7　その他	2	
特別利益合計		929
Ⅶ　特別損失		
1　固定資産除却損	21	
2　投資有価証券償還損	22	
3　投資有価証券評価損	23	
4　減損損失	136	
5　その他	2	
特別損失合計		205
税金等調整前当期純利益		1,324
法人税、住民税及び事業税	215	
法人税等調整額	17	
法人税等合計		233
当期純利益		1,090
親会社株主に帰属する当期純利益		1,090

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年４月１日残高	8,000	8,050	31,693	△1,193	46,551
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,296		△1,296
親会社株主に帰属する当期純利益			1,090		1,090
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	―	―	△205	△0	△205
平成29年３月31日残高	8,000	8,050	31,487	△1,193	46,345

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成28年４月１日残高	8,410	154	8,565	55,116
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,296
親会社株主に帰属する当期純利益				1,090
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△1,036	7	△1,028	△1,028
連結会計年度中の変動額合計	△1,036	7	△1,028	△1,234
平成29年３月31日残高	7,374	162	7,536	53,882

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月22日

藍澤證券株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　野島浩一郎　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　菅野雅子　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、藍澤證券株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、藍澤證券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額		科目	金額	
（資産の部）			（負債の部）		
流動資産			流動負債		
現金・預金		9,235	トレーディング商品		0
預託金		16,770	デリバティブ取引	0	
顧客分別金信託	16,750		約定見返勘定		478
その他の預託金	20		信用取引負債		7,242
トレーディング商品		2,328	信用取引借入金	5,773	
商品有価証券等	2,315		信用取引貸証券受入金	1,468	
デリバティブ取引	12		預り金		10,903
信用取引資産		21,309	顧客からの預り金	9,049	
信用取引貸付金	20,959		その他の預り金	1,853	
信用取引借証券担保金	349		受入保証金		6,437
立替金		50	短期借入金		3,875
顧客への立替金	49		未払金		495
その他の立替金	1		未払費用		243
短期貸付金		0	未払法人税等		76
前払金		2	賞与引当金		335
前払費用		232	役員賞与引当金		25
未収入金		225	その他流動負債		130
未収収益		306	流動負債合計		30,243
繰延税金資産		161	固定負債		
貸倒引当金		△0	繰延税金負債		3,131
流動資産合計		50,621	長期預り金		266
			長期未払金		243
			その他の固定負債		29
			固定負債合計		3,670
			特別法上の準備金		
			金融商品取引責任準備金		171
			特別法上の準備金合計		171
固定資産			負債合計		34,086
有形固定資産		3,488	（純資産の部）		
建物	1,131		株主資本		
器具・備品	158		資本金		8,000
土地	2,196		資本剰余金		
その他	2				
無形固定資産		67	資本準備金	7,863	
借地権	26		その他資本剰余金	187	
ソフトウェア	18		資本剰余金合計		8,050
電話加入権	23		利益剰余金		
投資その他の資産		33,220	利益準備金	3,202	
投資有価証券	21,392		その他利益剰余金		
関係会社株式	10,712		修繕積立金	3,000	
その他の関係会社有価証券	156		買換資産土地圧縮積立金	141	
出資金	2		別途積立金	22,000	
従業員に対する長期貸付金	7		繰越利益剰余金	2,918	
長期差入保証金	278		利益剰余金合計		31,263
長期前払費用	312		自己株式		△1,193
前払年金費用	332		株主資本合計		46,120
長期立替金	97		評価・換算差額等		
その他	29		その他有価証券評価差額金	7,191	
貸倒引当金	△101		評価・換算差額等合計		7,191
固定資産合計		36,776	純資産合計		53,312
資産合計		87,398	負債・純資産合計		87,398

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
Ⅰ　営業収益		
1　受入手数料		6,621
(1) 委託手数料	5,060	
(2) 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	26	
(3) 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	635	
(4) その他の受入手数料	899	
2　トレーディング損益		3,273
3　金融収益		488
営業収益合計		10,383
Ⅱ　金融費用		108
純営業収益		10,275
Ⅲ　販売費・一般管理費		10,628
1　取引関係費	1,300	
2　人件費	5,326	
3　不動産関係費	928	
4　事務費	1,827	
5　減価償却費	285	
6　租税公課	195	
7　貸倒引当金繰入れ	△0	
8　その他	765	
営業損失		353
Ⅳ　営業外収益		
1　不動産賃貸料	21	
2　受取配当金	441	
3　収益分配金	73	
4　投資事業組合運用益	129	
5　貸倒引当金戻入額	11	
6　その他	137	
営業外収益合計		813
Ⅴ　営業外費用		
1　和解金	11	
2　その他	0	
営業外費用合計		11
経常利益		448

（単位：百万円）

科目	金額	
Ⅵ　特別利益		
1　固定資産売却益	34	
2　投資有価証券売却益	692	
3　投資有価証券清算益	26	
4　金融商品取引責任準備金戻入	39	
5　収用補償金	47	
6　その他	2	
特別利益合計		842
Ⅶ　特別損失		
1　固定資産除却損	21	
2　投資有価証券償還損	22	
3　投資有価証券評価損	8	
4　関係会社株式評価損	2	
5　減損損失	136	
6　その他	2	
特別損失合計		193
税引前当期純利益		1,098
法人税、住民税及び事業税	155	
法人税等調整額	17	
法人税等合計		173
当期純利益		924

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
						修繕積立金	買換資産土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成28年４月1日残高	8,000	7,863	187	8,050	3,202	3,000	145	21,000	4,287	31,635	△1,193	46,493
当事業年度中の変動額												
剰余金の配当									△1,296	△1,296		△1,296
当期純利益									924	924		924
別途積立金の積立								1,000	△1,000	—		—
買換資産土地圧縮積立金の取崩							△3		3	—		—
自己株式の取得											△0	△0
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）												
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	△3	1,000	△1,368	△372	△0	△372
平成29年３月31日残高	8,000	7,863	187	8,050	3,202	3,000	141	22,000	2,918	31,263	△1,193	46,120

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成28年４月１日残高	8,073	8,073	54,567
当事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,296
当期純利益			924
別途積立金の積立			—
買換資産土地圧縮積立金の取崩			—
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	△882	△882	△882
当事業年度中の変動額合計	△882	△882	△1,255
平成29年３月31日残高	7,191	7,191	53,312

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月22日

藍澤證券株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　野島浩一郎　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　菅野雅子　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、藍澤證券株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月24日

藍澤證券株式会社　監査役会

常勤監査役　山　本　聡 ㊞

常勤監査役　蓮　沼　彰　良 ㊞

監査役　西　本　恭　彦 ㊞

（注）　常勤監査役山本聡及び監査役西本恭彦は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役７名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役８名全員は任期満了となりますので、新任取締役を含む、取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	藍澤基彌（あいざわもとや） （昭和17年８月25日生）	昭和40年４月　日本勧業証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社 昭和48年11月　当社　入社 昭和48年11月　常務取締役 昭和54年12月　代表取締役社長 平成10年６月　代表取締役会長 平成20年６月　代表取締役社長 平成29年３月　代表取締役社長　投資リサーチセンター担当（現職） （重要な兼職の状況） アイザワ・インベストメンツ株式会社　取締役 JAPAN Securities Incorporated　取締役 平和不動産株式会社　社外取締役	2,209,395株
	（取締役候補者とした理由） 藍澤基彌氏は、当社の代表取締役として長きにわたり経営に関与し、経営者として豊富な経験・実績・知見を有しています。当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための中心的な役割を担っていることから取締役候補者としております。		
2	角道裕司（かくどうゆうじ） （昭和33年９月29日生）	昭和57年４月　株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成11年４月　同行　グローバル企画部統合企画室上席調査役 平成12年４月　勧角証券株式会社（現みずほ証券株式会社）（出向）　経営企画部長 米国駐在（ボストン）　特担部長 平成18年４月　株式会社みずほ銀行　証券部長 みずほキャピタル株式会社　取締役兼務 平成19年４月　同行　証券・信託業務部長 平成20年４月　同行　梅田法人部長 平成22年５月　当社　顧問 平成22年６月　常務執行役員 平成23年６月　取締役 平成25年６月　常務取締役 平成29年４月　専務取締役　戦略企画本部長兼戦略企画部長（現職）	18,200株
	（取締役候補者とした理由） 角道裕司氏は、銀行及び証券業務に精通し、当社入社以降は当社においてソリューションサービスを立ち上げ、その中心的な役割を担っております。また、経営全般における豊富な経験・実績・知見を有していることから取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	大石 敦（おおいしあつし） （昭和42年12月10日生）	平成２年４月 当社 入社 平成17年７月 投資銀行部長 平成17年７月 アイザワ・インベストメンツ株式会社 代表取締役社長 平成18年７月 投資銀行第一部長 平成21年６月 執行役員 企画部長 平成25年５月 八幡証券株式会社 取締役 平成25年６月 執行役員 事業戦略本部長兼企画部長 平成26年６月 取締役 事業戦略本部長兼企画部長 平成29年３月 日本アジア証券株式会社 取締役 平成29年４月 常務取締役 営業本部長兼中国営業本部長、投資顧問室担当（現職） （重要な兼職の状況） アイザワ・インベストメンツ株式会社 取締役 日本アジア証券株式会社 取締役	16,200株
	（取締役候補者とした理由） 大石敦氏は、当社及び子会社においてリテール営業、投資銀行業務、営業企画、経営企画等の業務及び子会社等の経営に携わり、経営全般における豊富な経験・実績・知見を有していることから取締役候補者としております。		
4	＊ 新島直以（にいじまなおい） （昭和35年７月６日生）	平成元年２月 当社 入社 平成12年８月 経営企画部 経営企画課長 平成19年６月 企画第一部長 平成23年８月 理事 管理本部副本部長兼総務人事部長 平成26年６月 執行役員 管理本部副本部長兼総務人事部長 平成29年３月 執行役員 管理本部長 平成29年３月 日本アジア証券株式会社 監査役 平成29年４月 執行役員 コンプライアンス本部長（現職） （重要な兼職の状況） アイザワ・インベストメンツ株式会社 監査役 日本アジア証券株式会社 監査役	13,900株
	（取締役候補者とした理由） 新島直以氏は、主に経営企画業務に携わった後、総務人事部長、管理本部長、コンプライアンス本部長を務め、金融商品取引業及び経営全般における豊富な経験・実績・知見を有しております。また、女性の視点による多様な議論が当社の企業価値向上に資することから取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	藍澤卓弥（あいざわたくや） （昭和49年９月５日生）	平成９年10月　株式会社野村総合研究所入社 平成17年７月　当社　入社 平成22年３月　理事　企画部専門部長 平成24年６月　取締役 平成25年５月　八幡証券株式会社　取締役 平成26年６月　専務取締役　管理本部長 平成28年６月　代表取締役専務　管理本部長 平成29年３月　日本アジア証券株式会社　代表取締役社長 平成29年３月　取締役（現職） （重要な兼職の状況） アイザワ・インベストメンツ株式会社　取締役 日本アジア証券株式会社　代表取締役社長	835,508株
	（取締役候補者とした理由） 藍澤卓弥氏は、金融関連のシステムエンジニア業務に携わり金融関連システムに関する高い知識を有するほか、当社入社以来、主に商品企画・経営企画・ＩＲ等の業務及び子会社の経営に携わり、金融商品取引業並びに経営全般に関する高い知見を有していることから取締役候補者としております。		
6	髙橋厚男（たかはしあつお） （昭和15年11月12日生）	昭和39年４月　大蔵省（現財務省）入省 平成３年６月　大蔵省官房審議官（銀行局担当） 平成５年６月　関税局長 平成10年７月　日本証券業協会常務理事・専務理事・副会長を歴任 平成16年４月　公認会計士・監査審査会委員 平成17年７月　財団法人日本証券経済研究所（現公益財団法人日本証券経済研究所）理事長 平成19年11月　日本投資者保護基金理事長 平成23年６月　公益財団法人日本証券経済研究所特別嘱託 平成24年６月　当社　取締役（現職） （重要な兼職の状況） 宝印刷株式会社　社外取締役 髙木証券株式会社　社外監査役 公益財団法人日本関税協会　理事長	－株
	（社外取締役候補者とした理由） 髙橋厚男氏は、大蔵省官房審議官、日本証券業協会常務理事・専務理事・副会長を歴任し、金融全般及び金融商品取引業等の分野における豊富な知見と経験を有していることから社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断して社外取締役候補者としております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって５年であります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
7	徳岡國見（とくおかくにみ） （昭和26年11月27日生）	昭和51年４月　株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 昭和62年５月　ロンドン興銀（出向） Associate Director 平成５年７月　興銀証券株式会社（現みずほ証券株式会社）債券営業第一部長 平成11年６月　同社　執行役員 平成12年10月　同社　常務執行役員市場営業グループ長 平成19年４月　同社　常務執行役員グローバル投資銀行部門長 平成20年９月　株式会社あおぞら銀行　専務執行役員 平成21年６月　同社　代表取締役副社長 平成28年６月　当社　取締役（現職）	－株
	（社外取締役候補者とした理由） 徳岡國見氏は、興銀証券株式会社（現みずほ証券株式会社）執行役員、株式会社あおぞら銀行代表取締役副社長を務められるなど、長きにわたり金融機関に在籍し、経営に携わっております。金融全般及び金融商品取引業等の分野における豊富な知見と経験を有し、当社の経営に的確な助言をいただくなど社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断して社外取締役候補者としております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって１年であります。		

（注）１．*は新任の取締役候補者であります。
２．各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．髙橋厚男氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
４．徳岡國見氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
５．当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、髙橋厚男氏、徳岡國見氏は当社との間で当該責任限定契約を締結しております。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第２号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役西本恭彦氏は任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略　歴、当　社　に　お　け　る　地　位 （重　要　な　兼　職　の　状　況）	所　有　す　る 当社株式の数
西　本　恭　彦 （にしもとやすひこ） （昭和21年11月22日生）	昭和52年６月　弁護士登録（第一東京弁護士会） 昭和60年４月　東京経済法律事務所　開設 平成14年４月　新生綜合法律事務所へ改称 平成17年６月　当社　監査役（現職） （重要な兼職の状況） 新生綜合法律事務所　弁護士 株式会社タムロン　社外監査役 株式会社ＲＩＳＥ　社外監査役	－株
	（社外監査役候補者とした理由） 西本恭彦氏は弁護士として長年にわたり活躍され、専門的知識と豊富な経験を有していることに加え、社外監査役として豊富な知見と経験を有しているため、社外監査役候補者としております。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって12年となります。	

（注）１．候補者西本恭彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．西本恭彦氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

３．当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、西本恭彦氏は当社との間で当該責任限定契約を締結しております。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以　上

株主総会会場ご案内図

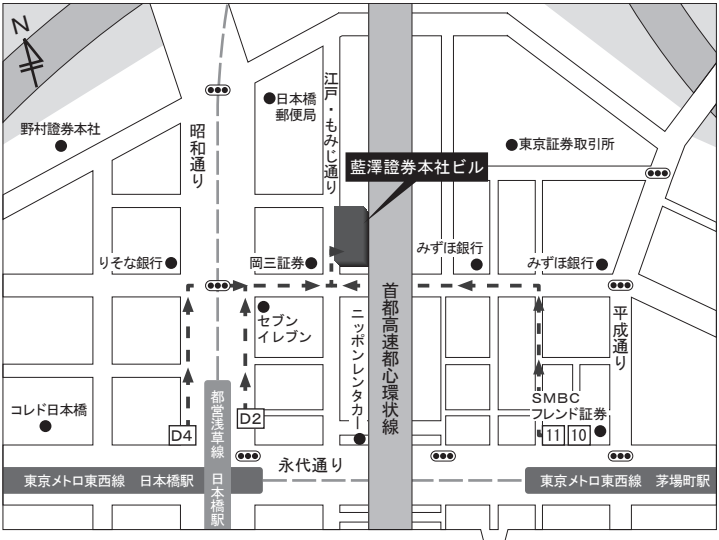

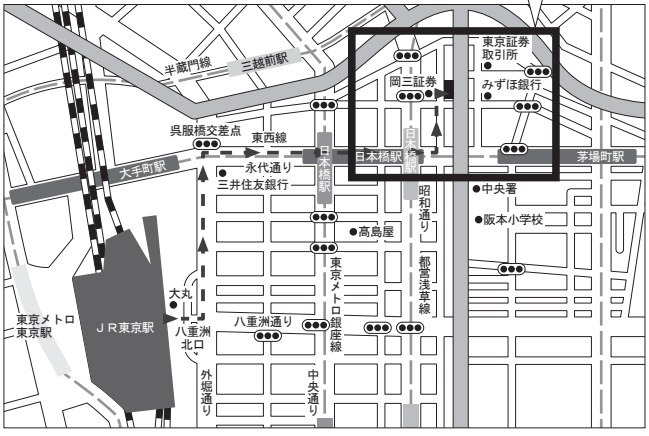


本社外観

会　　場　東京都中央区日本橋一丁目20番３号
藍澤證券株式会社　本社ビル　４階

最寄り駅　地下鉄 銀座線・東西線・都営浅草線「日本橋」駅Ｄ２・Ｄ４出口より
徒歩約２分
地下鉄 日比谷線・東西線「茅場町」駅 10・11番出口より
徒歩約３分
ＪＲ「東京」駅八重洲北口より
徒歩約15分